

規制改革ホットライン処理方針
 (令和4年6月28日から令和4年7月20日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
認可保育園の入園におけ申請時の就労証明書提出について	その他	◎	1
全国の就労証明書について	【保育について】検討 に着手 【学童について】現行 制度下で対応可能	◎	2
保育園の申込に關しての改善	対応	◎	3
口座番号のAPI連携を受けエンドユーザーに表示することは、電子決済等代行業に 該当しないものとする	対応不可	◎	4
資金移動業者等へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	対応不可	◎	5
電子決済等代行業者へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	対応不可	◎	6
弁護士等による戸籍謄本等の職務上請求書について、職印の押印を廃止すること	対応不可	◎	7

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

共通課題対策WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和3年1月27日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	認可保育園の入園におけ申請時の就労証明書提出について
具体的内容	今年9月に認可保育園の入園を申請する際、市役所に「就労証明書」を提出しました。その後急遽、10月から保育園に入れることになりましたが、今度は保育園に対して「就労証明書」を提出するよう言われました。就労証明書を二回提出することになったので、保育園は市役所から取り寄せるよう運用を変えてほしいです。市役所は千葉県市川市です。
提案理由	就労証明書提出の重複を避けることで、提出者の負担を減らすため
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	法令上、保育所への就労証明書の提出を求める規定はありません。	
該当法令等	なし	
対応の分類	その他	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです、法令上市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては、提出先の市町村において適切に管理されているものと承知しております。市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては市町村にご照会いただくようお願いいたします。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:2

	所管省庁への検討要請日	令和3年3月24日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
提案事項	全国の就労証明書について			
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、学童等の利用に際し、保護者の就業状況を記載する「就労証明書」について、全国(全自治体)共通のフォーマットにして欲しい。 ・各自治体でフォーマットは違うものの、記入項目はほぼ同じなため、国が主導して全国共通フォーマットをさくせいしてほしい。 ・現在、マイナポータルから作成ができるが、大量作成には不向きである。 			
提案理由	<p>現在、私は人事担当者として、従業員から依頼された就労証明書を作成しているが、各自治体のフォーマットが異なるため、作成にとっても手間がかかり負担が大きい。</p> <p>当社は大企業のため、年間3,000件以上の就労証明書を作成しているが、記入項目が微妙に違ったりと、その都度確認しながら作成することにとっても不便を感じている。</p> <p>とは言え、記入内容はどの自治体でもほとんど同じなため、国から発信して共通のフォーマットにして欲しい。</p> <p>もし自治体毎に不要な項目があれば、そこだけ黒塗りするなり、記入不要にすればいいだけ。</p> <p>現在、そのような理由で作成に時間がかかっており、従業員からも「スピーディーに作成して欲しい」と不満が寄せられている。</p> <p>人事担当者としての努力もしているが、そもそもフォーマットさえ共通にしていれば、このような手間は大幅にカットできる。</p> <p>まずは全国共通フォーマット、さらに言えば、電子化して欲しい。</p> <p>【企業の人事担当者が作成・承認→従業員(本人)が本人入力事項を記入・承認→各自治体へ提出】</p>			
提案主体	個人			

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>【保育について】</p> <p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。</p> <p>法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。</p> <p>押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。</p> <p>【学童について】</p> <p>放課後児童クラブの利用にあたり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けておりません。</p>	
該当法令等	<p>【保育について】子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条</p> <p>【学童について】なし</p>	
対応の分類	【保育について】検討に着手【学童について】現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>【保育について】</p> <p>就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。</p> <p>令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります</p> <p>【学童について】</p> <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号: 3

所管省庁への検討要請日	令和3年3月24日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	保育園の申込に於ける改善
具体的内容	<p>■保護者が揃える書類を電子化 サラリーマンの場合は、就労証明書・給与明細の提出が必要ですが、入社の際に社会保険は加入しているため、年金事務所や市役所に必要な情報は蓄積されているはずで、そのため、保育園申し込みの際も情報連携することで手配する書類を削減してほしい。 ※個人事業主で必要な書類も同様に削減可能(就労状況申告書、確定申告の写し、開業届の写しなど)</p> <p>■保育園の当選、落選の最適化 基本的には済んでいる地域単位(※市区町村)でマッチングされていますが、地域の境目に住んでいる方は隣の区でも選べるようにした方が、日本全体の待機児童が減らせる可能性が高い</p>
提案理由	<p>■保護者が揃える書類を電子化</p> <p>1. 経済的な視点 ・保護者の時間短縮(※平均して2日間かかる) ・書類の不備の軽減(※手書きからデータ連携により情報の正確性が増す) ・保護者及び企業の負担軽減(※保護者は書類コピーの作業、企業は各個人の情報を確認し書類化する手間が削減)</p> <p>2. 社会的な視点 ・マイナンバーカードの意義の向上(※利用価値、取得率の向上) ・不正防止、ミスの削減 ・能力の低い保護者の児童救済(※=書類手配がネックで保育園の申し込みを諦める家庭)</p> <p>■保育園の当選、落選の最適化</p> <p>1. 経済的な視点 ・市役所の保育課職員の手間削減(※都市部であれば毎年数千の申し込みがあるため、10人月以上)</p> <p>2. 社会的な視点 ・最適化による待機児童の減少 ・保育園の選択肢拡大(※居住地の地域だけでなく、通勤途中、会社のある地域も選択肢として選べるなど)</p> <p>【補足】 現行ではキャリアウーマン(所得が高い方)は保育園に落選する確率が高いが、経済的にはキャリアウーマンこそ保育園を用意したほうが経済合理性が高い</p>
提案主体	個人

所管省庁	<p>■保護者が揃える書類を電子化 内閣府(子ども・子育て本部)(合議)厚生労働省</p> <p>■保育園の当選、落選の最適化 厚生労働省(合議)内閣府(子ども・子育て本部)</p>
制度の現状	<p>■保護者が揃える書類を電子化 保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「ぴったりサービス」において行うことが可能です。</p> <p>■保育園の当選、落選の最適化 利用者が居住する市区町村と施設・事業が所在する市区町村間で調整のうえ、保育所の広域利用が可能です。</p>
該当法令等	子ども・子育て支援法第20条第1項
対応の分類	対応
対応の概要	<p>■保護者が揃える書類を電子化 オンライン申請のできる環境の整備を市町村に対し促すとともに、引き続き「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。 また、令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、引き続き保育所等入所に係る手続き等のデジタル化に向けた検討を進め、更なる活用を促進してまいります。</p> <p>■保育園の当選、落選の最適化 利用者が、居住地以外の保育所の利用を希望する場合を含め、地域の実情に応じた適切な利用調整が行われるよう、引き続き周知してまいります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和4年1月11日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	口座番号のAPI連携を受けエンドユーザーに表示することは、電子決済等代行業に該当しないものとする
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子決済等代行業については、定義の一つとして、「(略)預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(略)。」と定められている。事業者がAPI接続により銀行から「口座に係る情報」を取得しこれを預金者であるエンドユーザーに表示する場合には、その表示行為の趣旨や目的に関わらず原則として銀行法2条17項第2号に該当する旨理解している。 口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用のニーズは高い。 具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、eKYCの方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う(プレ入力)といったニーズがある。 このような入力補助への利用情報のラインナップとして、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行からAPI連携を受けた口座番号をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。 制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要ということになるが、口座番号は静的な口座の識別子であって、そのためにスクレイピングを行うことは考え難く、性質としては属性情報に近いものであると思料する。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行法において、電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業規制(登録制)が整備されています。これは、 <ul style="list-style-type: none"> ①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安全性を害するおそれがあること ②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあること といった理由により、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものです。	
該当法令等	銀行法第2条第17項第2号	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	高齢者を含む多様な利用者の口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の観点から適当ではないと考えられます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和4年1月11日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	資金移動業者等へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アカウント型決済サービス事業者(第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段)に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。 ・公正取引委員会は、競争政策の観点から、アカウント型決済サービス事業者によるアカウント解放の状況と問題点を調査されたい。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・資金移動業者や前払式支払手段発行者についてはこのような義務は導入されておらず、逆にユーザーの困い込みを目的として、他の決済サービス事業者や金融機関との相互運用性が意図的に確保されていない。そのため、相互運用性が確保されないままキャッシュレス手段が乱立し、他の金融機関のアプリ等から資金移動業者に対して決済指図を行ったり、乱立した資金移動業者や前払式支払手段発行者のアカウント残高を他の金融機関が参照系APIで取得して家計簿アプリ等に一覧表示することができない状況となっている。 ・アカウント決済サービス事業者(第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段)に対して銀行と同様のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。それはオープン・イノベーションの促進の観点のみならず、現在キャッシュレス普及の阻害要因となっている乱立したキャッシュレス手段の相互運用性の確保にも資する。 ・銀行は、資金移動業者や前払式支払手段発行者から接続・アクセスが制度及び競争政策によって事実上義務付けられているが、銀行等から資金移動業者や前払式支払手段発行者への接続・アクセスが制度及び競争政策上確保されていない(一方通行)という制度・競争政策の不均衡・不公平の是正にもつながる。
提案主体	都銀懇話会

所管省庁	金融庁、公正取引委員会
制度の現状	<p>銀行法においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業規制(登録制)が整備されているとともに、 ② 銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務(銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号。以下「改正法」といいます。))の公布日(平成29年6月2日)から起算して9か月を経過する日までの時限措置)、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務(改正法の公布日から令和2年5月31日までの時限措置)が課されています。他方で、資金移動業者や前払式支払手段の発行業務に係る規制を整備している資金決済法においては、電子決済等代行業に相当するようなサービスに係る規制はなく、資金移動業者や前払式支払手段発行者に対し、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていません。
該当法令等	銀行法第52条の61の11 銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)附則第10条、第11条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムの安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていたことを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課することとされました。</p> <p>こうした銀行に対する規制は、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、規制改革推進会議が公表している「規制改革推進に関する答申」(令和4年5月27日)においては、「各種決済サービスを提供する企業の戦略があり、また、APIの整備には費用もかかること、各種決済サービスに一律にAPI公開義務を課すような規制は、新規サービスの導入に対する阻害要因にもなりかねないことに留意する必要があります」とされており、</p> <p>【提案の具体的内容の後段について】</p> <p>公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその動向を注視して参ります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和4年1月11日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	電子決済等代行業者へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子決済等代行業者に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき(レシプロ義務)。 公正取引委員会は、公正かつ健全な競争の観点から、電子決済等代行業者によるデータ開放の状況や制限の実態を調査し、必要な対応を検討してほしい。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 電子決済等代行業者にはこのような義務は導入されておらず、電子決済等代行業者は銀行のオープンAPIに不当に差別的な取扱を受けることなくアクセスが可能である一方、銀行からの電子決済等代行業者が有するデータへのアクセスについては、顧客の同意・指図があっても、正当な理由なく拒否し、データの囲い込みを図ることが可能。 電子決済等代行業者に対しても銀行と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき。 改正銀行法の趣旨であるオープン・イノベーションは、金融データ×非金融データの組み合わせ・結合によるイノベーションの活発化を期待したもの。非金融データを有する電子決済等代行業側から金融データへのアクセスを可能とする一方で、金融データを有する銀行側から非金融データへのアクセスについて制限を認めることは、銀行を情報面から不当に不利な立場にする。
提案主体	都銀懇話会

所管省庁	金融庁、公正取引委員会
制度の現状	<p>銀行法においては、</p> <p>①電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業規制(登録制)が整備されているとともに、</p> <p>②銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務(銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号。以下「改正法」といいます。)の公布日(平成29年6月2日)から起算して9か月を経過する日までの時限措置)、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務(改正法の公布日から令和2年5月31日までの時限措置)が課されています。</p> <p>他方で、電子決済等代行業者に対しては、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていません。</p>
該当法令等	<p>銀行法第52条の61の11</p> <p>銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)附則第10条、第11条</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>【提案の具体的内容の前段について】</p> <p>決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムの安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていたことを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。</p> <p>こうした銀行に対する規制は、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。</p> <p>【提案の具体的内容の後段について】</p> <p>公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその動向を注視して参ります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和4年6月27日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	弁護士等による戸籍謄本等の職務上請求書について、職印の押印を廃止すること
具体的内容	弁護士等による戸籍謄本等の職務上請求書について、職印の押印を必要とする戸籍法施行規則の規定を改め、押印を不要とする。
提案理由	近年の押印廃止の流れにより、一般国民や官公署が戸籍謄本を請求する場合は押印を要しなくなったが、弁護士等による職務上請求については、戸籍法施行規則により押印が義務付けられている。弁護士等が使用する職務上請求書には、番号が記載され、どの弁護士等が使用したのか番号により調査可能であるため、職印の押印がセキュリティ上必須であるとは言えないので、速やかに押印廃止としていただきたい。また、押印は、弁護士等が戸籍謄本のオンライン請求ができる環境を整える上での障害となっており、今後のオンライン推進に当たり重要であると考えます。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	弁護士等が、戸籍法第10条の2第3項から第5項までの規定に基づき戸籍謄本等を請求する場合には、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面(統一請求書(いわゆる職務上請求書))に弁護士等の職印が押印されたものによって請求する必要があります。	
該当法令等	戸籍法第10条の2第3項～第5項 戸籍法第10条の3第1項 戸籍法施行規則第11条の2第4号	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	統一請求書の使用及び当該統一請求書に係る弁護士等の職印の押印については、不正請求を防止する観点からも必要な措置であるところ、統一請求書に記載された番号の確認のみでは、当該弁護士等本人が使用しているものかを確認することはできず、なりすましによる請求について対応することができないことから、職印の押印の代替手段とはなり得ず、職印の押印をなくすことは相当ではありません。 なお、オンライン申請の際には、請求情報に対し、請求者の電子署名を付与した上で、当該電子署名に係る電子証明書を添付することから、職印の押印の要否により手続が異なるものではなく、職印の押印がオンライン申請の促進の妨げとなるものではありません。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年7月21日から令和4年8月19日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
自動車検査証のICカード化等について	①について検討を予定 ②について検討を予定 ③について対応不可 ④について対応不可	◎	1
各市区町村に提出する在籍証明について(児童)	【保育所】対応 【放課後児童クラブ】現行 制度下で対応可能	◎	2
住所照会の申請方法の電子化	対応不可	◎	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号: 1

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年8月19日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	自動車検査証のICカード化等について
具体的内容	<p>自動車検査証のICカード化(2023年予定)に伴い、以下を提言する。</p> <p>①自動車検査証とナンバープレートの返納手続きの簡素化</p> <p>②自賠責保険情報のICカードへの記録と自賠責保険証券の搭載義務免除</p> <p>③自動車税(納税義務者含む。)に関する情報の車検証への記載及びICカードへの記録(記録ができない場合はOSSシステムを改善して情報を閲覧可能とする)</p> <p>④自動車税還付通知書の電子化</p>
提案理由	<p>①自動車OSS(ワンストップサービス)によるオンライン申請の場合、一時抹消登録では自動車検査証(車検証)とナンバープレートを返納しなければ『登録識別情報等通知書』が受領できない。手続きの中の各種申請が「紙」から「オンライン」に替わるだけで、車検証やナンバープレートの取扱いは従前と変わらない。今後、自動車検査証のICカード化と併せて、返納手続きの簡素化を検討いただきたい。</p> <p>②車検証のICカード化に合わせ、電子車検証に自賠責情報を入れることにより、自賠責証券の車両搭載義務を免除する対応を検討いただきたい。</p> <p>③自動車税の情報について、車検証に記載するとともに(自動車重量税は記載あり)、ICカードに記録(納税義務者、税額)すること。また、OSSで確認できるようにすること。</p> <p>④自動車税の納税者(所有者)は納付データを受領できるが、還付データを受領できない。納税者が還付データで受領できるようにすること。</p>
提案主体	(公社)リース事業協会

所管省庁	警察庁、国土交通省、総務省
制度の現状	<p>①について</p> <p>登録自動車については、道路運送車両法第69条の規定により、使用者は、一時抹消登録があった日から15日以内に、自動車検査証を返納しなければならないとされています。また、一時抹消登録した際のナンバープレートについては、道路運送車両法第20条により、破壊、廃棄、返納が必要となっております。具体的な破壊方法等は、道路運送車両法施行規則第9条に定められており、切断又は穴あけによる破壊を行えば返納の必要はありません。</p> <p>なお、自動車登録規則第6条の16により、一時抹消登録をした場合は、登録識別情報等通知書が交付されます。「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、インターネット上で申請手続が可能となっておりますが、現状、自動車検査証とナンバープレートの返納、登録識別情報等通知書の受け取りについては、運輸支局等への出頭が必要となっております。</p> <p>②について</p> <p>自動車損害賠償責任保険証明書(以下「自賠責保険証明書」という。)の記載事項等は、自動車損害賠償保障法施行規則(昭和30年運輸省令第66号)第1条において定められており、自賠責保険証明書を備え付けなければ、自動車は、運行の用に供してはならないとされています。</p> <p>③について</p> <p>自動車検査証に記載のある自動車重量税については、検査時に運輸支局等において納付確認した税額を記載しています。一方、自動車税種別割については、4月1日の保有の事実に基づき毎年賦課決定されていることから、検査時において税額は未確定あり、自動車重量税と同様に取扱うことは困難となっております。そのため、自動車検査証に自動車税種別割の税額を記載しておりません。また、OSSにおいても自動車種別割の税額は閲覧できません。</p> <p>なお、原則として自動車検査証に記載のある所有者又は使用者と、納税義務者は一致することとなっております。</p> <p>④について</p> <p>OSSを利用し、納付を行った場合には納付手続が完了した旨を知らせる画面の表示やメールの送付がございします。一方、車両の廃車等を行った場合には、当該年度に納付した自動車税種別割の一部の還付が行われますが、納税義務者の利便性向上のため、課税庁から通知を送付することで、納税義務者からの還付申請を要しないこととしている団体が多いと承知しています。</p>
該当法令等	①について 道路運送車両法第16条第1項、
対応の分類	①について検討を予定②について検討を予定③について対応不可④について対応不可
対応の概要	<p>①について</p> <p>登録識別情報等通知書は、一時抹消登録を受けた自動車の所有者確認や諸元確認のために利用されており、利用主体が大手・中小のディーラー、個人など様々であり、電子的に確認するための設備等が十分に整っていない場合もあると考えられることから、書面により交付しております。</p> <p>そのため、登録識別情報等通知書の交付の際に、運輸支局等への出頭が必要となることから、運輸支局等で自動車検査証を返納いただくことが効率的であるため、運輸支局等で自動車検査証を返納していただいております。</p> <p>今後、登録識別情報等通知書を扱う関係者のご意見も踏まえ、登録識別情報等通知書の交付の簡素化と合わせて自動車検査証の返納の簡素化についても検討してまいります。</p> <p>②について</p> <p>自賠証の電子化につきましては、自賠責関連手続きの将来的なペーパーレス化に向けて損害保険業界が共同システムの具体的検討を開始しているところであり、国土交通省では、民間保険会社や業界団体と密接に連携し検討を進めてまいります。</p> <p>③について</p> <p>制度の現状に記載のとおり、自動車税種別割は4月1日の保有の事実に基づき毎年課税が行われ、特例の適用や減免制度により、税額が変動する可能性があることから自動車税種別割の税額の自動車検査証への記載やICタグへの記録、OSSでの確認は困難と考えます。</p> <p>④について</p> <p>自動車税種別割の還付に当たっては、廃車申告等の内容確認、支出に係る所要の手続等を経る必要があり、OSSの対象手続には含まれていません。</p> <p>なお、制度の現状に記載のとおり、納税義務者の利便性向上のため、課税庁から通知を送付することで、納税義務者からの還付申請を要しないこととしている団体が多いと承知しています。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和4年1月11日	回答取りまとめ日	令和4年8月19日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	各市区町村に提出する在籍証明について(児童
具体的内容	申請児童等に提出する在籍証明のフォーマット統一化について
提案理由	現在、総務部に所属しており、一定の時期に大量に証明書作成依頼が来ますが、市区町村によりフォーマットが異なるため、作成に非常に時間を要しています。市区町村によっては直近数ヶ月の賃金、出勤日数等記載するところもあります。賃金に関しては毎年給与報告を市区町村に提出していますし、近年ではマイナンバー制度も導入しているので、賃金等は把握されているのではないかと考えています。必要最低限のフォーマットに統一していただけたら残業時間が多い時期であれば大袈裟かもしれませんが20時間は削減できると思います。また、フォーマットが異なるため、原紙を従業員から受け取るために出勤し、まだまだ押印の必要な市区町村も多いため、公印をおし、本人に渡すために出勤しなければならず、在宅勤務が進まない要因にもなっています。時期も業務が一番忙しい3月や4月、9月、10月に集中してしまうため、是非ご検討下さいませようお願い申し上げます。
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府(子ども・子育て本部)、厚生労働省
制度の現状	<p>【保育所について】</p> <p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。</p> <p>法令上で書類の指定等ははしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。</p> <p>押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。</p> <p>就労証明書の提出時期についても法令上で定めているものではなく、各自治体において処理すべき事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で設定しているものと認識しております。</p> <p>【放課後児童クラブについて】</p> <p>放課後児童クラブの利用にあたり、法令上で提出書類を規定しているものではありませんが、市町村や民間事業者において、利用決定等を目的として、保護者に対して書類の提出を求めている実態があることは承知しております。</p>	
該当法令等	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	
対応の分類	【保育所】対応【放課後児童クラブ】現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>【保育所について】</p> <p>就労証明書の作成手順の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。</p> <p>その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式(簡易版)」として、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。</p> <p>押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を発出しております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的様式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。</p> <p>提出時期については、市区町村によって異なる事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で、各市区町村において設定するものと考えております。</p> <p>【放課後児童クラブについて】</p> <p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和4年4月11日	回答取りまとめ日	令和4年8月19日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	住所照会の申請方法の電子化
具体的内容	確定拠出年金の運営管理機関や確定給付企業年金の受託機関については、全国一律に電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすること。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる場合があり、その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書・郵送にて行っている。 ・その際には、各市区町村の役所にて、取寄せ方法や必要書類が異なるとともに、照会の都度、免許書等の身分証明書の添付が求められる。 ・これらを効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主で認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。
提案主体	(一社)生命保険協会

	所管省庁	総務省、厚生労働省
制度の現状	企業年金連合会は、住民基本台帳法に基づき、住基ネットによる住所照会が可能とされていますが、確定給付企業年金(DB)を実施する事業主・基金や企業型確定拠出年金(DC)を実施する事業主は、自ら住基ネットを活用することはできません。このため、住基ネットを利用できる企業年金連合会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主から情報収集等業務の委託を受けて住所情報を照会し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主に対して、住所情報の提供を行うこととしています。	
該当法令等	住民基本台帳法第30条の9、別表第一77の4 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条第116項第9号から第16号 確定拠出年金法第48条の2 確定給付企業年金法第93条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	運営管理機関や受託機関が自ら住基ネットを活用することについて、個人情報保護の観点から、住民基本台帳法による情報提供を受けることのできる主体は住民基本台帳法において、行政機関等に限定されています。利用可能者の拡大については、上記の観点から、十分な検討が必要です。 なお、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主が、企業年金連合会に情報収集等業務の委託を行い取得した住所情報については、委託業務の範囲内でかつ適正な管理を前提として、受託機関や運営管理機関に提供することは可能です。	

区分(案)	◎
-------	---